

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

Japan Sports Arbitration Agency

〒150-0041 東京都渋谷区神南2丁目1番1号 国立代々木競技場内
TEL 03-5465-1415 FAX 03-3466-0741 E-mail: info@jsaa.jp http://www.jsaa.jp

2014年2月10日

JSAA-DP-2013-001

申立人：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構御中

申立人代理人：弁護士 辻居 幸一 様

弁護士 佐竹 勝一 様

弁護士 松野 仁彦 様

被申立人： Y 様

被申立人代理人：弁護士 望月 浩一郎 様

弁護士 大橋 卓生 様

弁護士 西脇 威夫 様

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

代表理事（機構長） 道垣内 正人



仲裁判断訂正のお知らせ

JSAA-DP-2013-001号仲裁事案について、日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断に明らかな書き損じがあると判断し、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第50条第7項に基づき、別紙記載の通り仲裁判断を訂正することといたしましたので、ご連絡致します。

本件仲裁判断における訂正箇所につきましては、当事者の主張整理部分ではありますが、第三者（国内競技連盟医事委員長）のドーピング物質についての発言引用の形をとっているため、読み方によっては、医学経験則としては正しい（あるいは同医事委員長が確かに発言した）と誤解される危険性がございます。この点は、発言者の不名誉となるだけでなく、今後の案件でEPOの特性として誤って引用される恐れもございます。

このように当該箇所をそのままにしておきますことは、公益性の観点から妥当ではないと考え、訂正することといたしました。

訂正したのは、「第6 争点に対する当事者の主張 1 争点1（「自己の体内に禁止物質がいかに入ったか）」（2）被申立人の主張」にある同医事委員長の発言とされる部分で、2013年7月8日付被申立人主張書面（1）からの引用を削除し、録音テープ開示後の2013年8月9日付被申立人主張書面（3）からの引用に差し替えました。

以上